時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日ニ日モ休刊セズ其代價左ノ如シ
一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送達スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ通信料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰	一行二日限	一行二日以上六日迄	一行七日以上十五日迄	一行十六日以上
百一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
百十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

文明國の新聞紙配達法

今の文明諸國と行はるゝ新聞紙配達に關する郵便法を見るに其注意の周到なる尋常一樣あらざるものあるが如し蓋し新聞紙が今日既に人間社會の必要品となりて一日片時も之を廢もることゝ能はざるに至りたるは今更論を俟たず新聞紙は智識を運播し民心を開導するの利器にして苟も此利器に依らざれば政治既そ可らず商工起す可らず人生居家處世の方向總て新聞紙の指示に任ずるとも云ふ可き程れものにして其關係する所、極めて大なるが故に今の世界に在て國の文明と稱する者い必ず先づ指を其國新聞紙の發行高に屈せざるものなし故に文明諸國の政府が新聞紙を民間に配布するの方法に就て特別の注意をなし大に其配布の擴張を謀る所以のものは亦も亦既あり今の世界に於て國民に或る程度の教育を與ふるは政府の責任なりとして政府の節より法を設けて之を施すの義務あるゝ、果して然らば其教育あるものは必ずしも學校の教育のみに限るべからず民間に智識を分布する人心を開導する他の方便あらば是れ亦一種の教育として政府は法に依り之を行ふの義務ある可し此一點より見るときは政府は其義務の一分として新聞紙配達の事に注意するも敢て不可なきが如し即ち西洋文明諸國の政府が新聞紙の配達に關して何れも特殊の便法を設け大にその配布の擴張に勉むるも畢竟されば爲めあらんのみ我邦は今米英二國の郵便法の要を左に摘載して讀者諸君の參考に供せんとす

米國にては郵便物を四等に分ち其種類に隨て各その量目賃錢を異にすること左の如し

一等郵便物は通常の信書、端書、他見と憚る爲め封印したる書類、又は刊行物の附錄たるべき許可を得ざる摺物等にして賃錢は目方半弓（一弓は凡我八匁二分八厘）毎に二仙（一仙凡我一錢に當る）なりとす

二等郵便物は新聞紙定時刊行物等にして目方一封度（凡我百二十匁）毎に二仙あり

三等郵便物は書籍又は輔送（購讀者より他に轉送するもの）の新聞紙定時刊行物其他總ての印刷物にして二弓に就き一仙なり但し一包みの目方は四封度を限りとす

四等郵便物は商品其他一等二等三等の中に含有せざる物にして一弓一仙但し一包み四封度を限りとすること前に同じ

其他國會の命令に依り印刷したる公文書、國會の記事及び演說筆記、農務委員又は國會議員の報告に係る書物類、其農務地の郵區（カウンチー）內に住する郵便局に配達すべき定時刊行物、合衆國政府の公用に以て賣する信書郵便物等は總て無賃郵送に屬する

（一片は凡我二錢に當る）

量目	信書賃錢	書籍賃錢	包物賃錢
封度 弓	片（ペンス）	片	志（シリング）片
一	一	半	三
二	一、半	半	三
四	二	一、	三
六	二、半	一、半	三
八	三	二	三
一〇	三、半	二、半	三
一二	四	三	三
一四	四、半	三、半	三
一〇	六	四	三
一〇二	以下二弓以下同上		六
三〇〇	毎に半片		六
五〇〇	を增す		九
七〇〇			一〇

又英國の郵便規則に依るに其種類に隨ひ量目賃錢の割合は左表の如し

ものとす

信書以下の量目及び賃錢の割合は右の如くなるが日々又は毎週刊行の新聞紙遞送の賃錢は其目方に拘らず一枚半片となし而して幾枚と一纏めとして包物とするも新聞紙に限りては尋常包物の例に依らず特に書籍賃錢の割合に隨ひ二弓毎に半片の增賃をおすことゝ過ぎざるものゝ如し

右に記したる米英の郵便規則に依るに兩國何れにても新聞紙は配達に特別の便法あると知るべき兩國共に發行の新聞紙を配達するに私に鐵道汽船等の便と利用するは無論、或は發行者の都合次第にて之を政府の郵便に托しても米國の規則にすれば新聞紙及び定時刊行物は一封度（即ち我百二十匁にして通例六頁の紙數を有する時事新報十四五枚の目方と知るべし）二仙の賃錢にして即ち一枚（時事新報の目方を以て云へば）の賃錢一厘少餘に過ぎざるの割合なり殊に定時刊行物と無賃なる其發行地の郡區內に配達する便法の如き米國政府が特に新聞紙の配布方に心を用ふるの一端を見るべし又英國の法に新聞紙の遞送は其目方の輕重に拘らず一枚半片の定めにして之を纏めて包物とおすときは特に之と通常の包物と區別し二弓毎に半片を增すの特例あるはこれ亦新聞紙の配達を重んずるの精神に外あらずして世界の文明諸國が新聞紙の配布に就て大に注意と要するの情は右二國の例にて知るべし

扨近時世上の風潮は政府にては現行の郵便法を改正するの議ありて其改正案の中には一週間に一回以上發行の新聞雜誌は其發行地より三里以內の外は通常の信書同樣郵便局に手を經ずして配達するを禁ずるの條條もありと云へり我邦は其改正案の如何ある精神に出づるやを詳にする事を得ざるが故に強め可否を今日に斷ずる能はずと雖も世人の知る如く今の日本の新聞紙は之と西洋諸國に比して其發行紙數の寡んなるを見る文明の爲め甚だ嘆ずはし況や第なから畢竟は其價の貴くして一般の御讀に不便あるが爲めにして其價の貴は遞送の賃錢等の全額若くは半額に約くして雙方合算されたる其賃錢合ひに貴たものとあるが故あれば近來は機械の工夫に依りて無料遞送の法を設け新聞紙を減じたるやの說あれども之とても蒸汽船車又は馬車等の便利ある地方のみに過ぎずして全國ともに其便を頒る能はざるは我邦が全國の購讀者と共に常に憾みとする所なりしに今や突然郵便法改正の風說あり若しも其改正案にして急々世の說の如く新聞紙の遞送をば必ず郵便局の手と經過せざる可らざるものと爲したらば發行者の不幸は勿論各地無數の賣捌營業人も一時に渡世の道を失ふのみならず購讀者は無料遞送に便に離れて錢を費そこと多ければ自然に其數を減じ全國到る處、新聞雜誌等の沙汰は塞々として文明の盛事復た見る可らざるの殺風景に一變するあるとおらん經世の美事と云ふ可らざるなり又或る人の說に此事は日本の新法にあらずして獨逸に此法あり英米の如き放任主義の國は兎も角もなれども新聞雜誌に發行停止禁止の制ある國よりは發賣を禁ずるの際、電報の一令以て全國に配達を差留るの要あるが故に常に郵便局の手と之を支配せざる可らずと云ふものあり是れ亦自から一說なり政府が新聞雜誌の發行に就て斯程にまで頑敏あれば我邦は其配達を郵便に任して毫も不平を鳴らす者にあらずと雖も唯忘る可らざるは新聞雜誌の發行も純然たる人の商賣あれば此商賣の利を妨るおきの一事なり全國の配達を都て郵便局と托して其配達費は果して今の發行者の私にするものよりも廉にして且つ便利迅速なる可きや若しも然らんには特に法を設るまでもなく今日にても悅んで之を托することならん到底我邦の論旨は商賣の一點より發して損益の外に見るものなし獨國法にても露國法にても之に倣ふて一切の配達を郵便局に引受け郵便稅と特に廉にして配達を特に迅速にして都ての取扱を丁寧にし又通俗よし毫も人に厭はるゝことなくして四方八方に賣捌の道を弘むること正しく商賣人の商賣に於けるが如くにして以て新聞社の營業繁昌を致すに足るとならば會に不平なきのみか此方より局に願願しても配達を托せんと欲するものなり

官報

○遞信省告示第六十二號
巴里締結里斯本改正萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第六項左ノ通修正ス
第六　「ザブラルタル」郵政廳ヨリ「ダンジール」「ラレーシュ」「ラバット」「カザブランカ」「サッフイー」「マザガン」及「モガドル」（マロック）ニ設置スル郵便出張局
明治廿一年四月十八日　遞信大臣子爵榎本武揚

○警察令第六號
明治廿年警察令第六號圍國芥溜下水取締規則第十一條ニ左ノ但書ヲ加フ
但臭氣ノ發散セサル容器ト認ムルモノハ其願ニ依リ特ニ第十條制限外ノ許可ヲ與フルコトアルヘシ
明治廿一年四月十八日　警視總監子爵　三浦通庸
警察令第六號參照
明治二十年警察令第六號圍芥溜下水取締規則抄出
第十條　屎尿運搬時限ハ日沒ヨリ日出迄トス但運搬人ハ提燈ヲ携フヘシ
第十一條　屎尿ノ運搬ハ堅牢ナル容器ヲ用ヒ且厳密ナル蓋ヲ蔽スヘシ
○警視廳告示第十號
遺失ニ係ル物品ハ成規ノ通一年間當廳ニ領置スル處遺失者ノ屆出少ナキカ爲メ領置中ノ物品過日夥多ニ及フ右ハ早賣手數ヲ厭フニ因ルナルヘシ就テハ自今物品遺失者ハ郵便葉書ニテモ苦シカラス其種類員數模樣及ヒ遺失セシ月日時道筋等ヲ可成詳記シ當廳第一局又ハ最寄警察署ヘ申出ヘシ
明治廿一年四月十八日　警視總監子爵三浦通庸
○公使碼見　西國寺公使ハ白耳義國皇帝ヘ謁見シテ信任狀を捧呈セシ旨電報ありたり

○沖繩縣飯七蛇毒に罹りさる數三十一人の內男死亡一人なり（沖

雜

○露國の實況　今は歷史家にして新聞社の主筆なりし人なり曾て漫遊して此程本國は世人の想像する一米國に於ては貴族に力を盡すものの裁にあらざれば治一々數へ擧ぐれば人民に政權の一部の政を爲さしむる事あるべし然れども黨の目的さるや詩人民の望むが儘ならも如何に千辛萬苦して働いたりとて其なれば因襲の久しき五官を觸るゝ所のあらざれば滿足せなり且又國內の人ず殆んと八十五の中は慓悍最も甚だし統を交えざるものるにあらずんば即治むる事の出來ざ權と與へ其投票に他の多數に制せら暗殺謀叛到らざる互ひに相呑噬する て露國と獨佛兩國年の後に至れば二り然れども只だ佛人の知悉するが如小兒を持つもの甚珍らしからぬ數に少なからず然るのみ增すの有樣あれども矮少となるの傾き此までの規則通りきて定員に滿ち來一英寸を減ずたる柿立派なるは手本貧富の度も世人の にあらず人民一般饑渴も亦所々方々パルク府よりモスる千里の原野に所ては一點も存せざ鹽せり又他國と量鹽を開けばとて銅ざるべし假令へ

麻布衛生講談會　聞る二十日午後七時より麻布區役所舉上之於て開會　麻布衛生會

政談演說會　來る廿一日午後一時ヨリ國華倶樂部ニ於テ開ク
演者　大石正巳　滝本誠一　吉田熹六　加藤恵夫　綾井武夫　殿木三郎

特別廣告
今回東京ニ於テ開業ノ廣告ナシタル　日本亞米利加貿易商店トハ弊社ニ於テ毫モ關係無之名稱ノ類似セ

IMPORTATION DE vins, de provisions de ndot, Campi